

凡 例

- 対象事業実施区域
- B 類型
- C 類型
- D 類型

出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 22 年度（2010 年度）版」
（平成 24 年 1 月 福岡市）

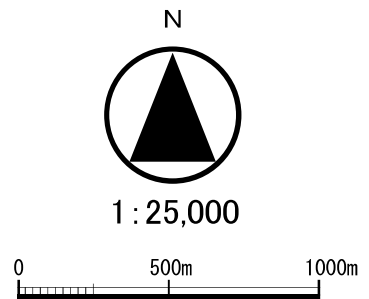


図 2.2-9 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況

(I) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号)に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表2.2-26に示すとおりです。

表2.2-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号 最終改正 平成24年5月23日 環告85号))

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格43.1により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(オ) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）に基づく土壌の汚染（農用地も含む。）に係る環境基準は、表2.2-27に示すとおりです。

表2.2-27 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第46号 最終改正 平成22年6月16日 環告37号）

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1 Lにつき0.05mg以下であること。
ひ素	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1 Lにつき1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1 Lにつき1 mg以下であること。

- 備考) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(カ) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日 法律第105号 最終改正 平成22年5月19日 法律第34号) 第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚染、水底の底質汚染及び土壌汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 2.2-28 に示すとおりです。

表 2.2-28 ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について
(平成11年12月27日 環境庁告示第68号
最終改正 平成21年3月31日 環告11号)

媒体	大気	水質	水底の底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/L以下	150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

イ. 規制基準等の状況

(7) 大気の汚染に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日 法律第97号 最終改正 平成23年8月30日 法律第105号）及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日 法律第70号 最終改正 平成23年8月30日 法律第105号）に基づき、規制が行われています。

a. 「大気汚染防止法」による自動車排出ガスに係る許容限度

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日 法律第97号 最終改正 平成23年8月30日 法律第105号）では、自動車排出ガスによる大気の汚染の限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全しています。

b. 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に関する特定地域

対象事業実施区域及びその周辺に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日 法律第70号 最終改正 平成23年8月30日 法律第105号）第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域はありません。

(4) 騒音に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年6月10日 法律第98号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）により、騒音を防止する必要性がある地域内において規制が定められているとともに、道路交通騒音に係る要請限度が定められています。

a. 特定建設作業の規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は表 2.2-29 に、区域の指定状況は図 2.2-10 に示すとおりです。

表 2.2-29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号

最終改正 平成 18 年 9 月 29 日 環告 132 号)

No.	作業区分	騒音基準	作業禁止時間		延作業時間		連続作業期間の限度		作業 休止日
			1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	
1	くい打機、くい抜機又はくい 打くい抜機を使用する作業	85dB 以下	19時 から 翌日の 7時まで	22時 から 翌日の 6時まで	10時間	14時間	6日	日曜日 その他 の休日	
2	びょう打機を使用する作業								
3	さく岩機を使用する作業								
4	空気圧縮機を使用する作業								
5	コンクリートプラント又はア スファルトプラントを設けて 行う作業								
6	バックホウを使用する作業								
7	トラクターショベルを使用す る作業								
8	ブルドーザーを使用する作業								
適用除外項目			①②③④⑤	①②	①②	①②③ ④⑤⑥			

①災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間（日曜日その他休日）において当該特定建設作業を行う必要がある場合

④道路法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間（日曜日その他休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合

⑤道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間（日曜日その他休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間（日曜日その他休日）に行うべきこととされた場合

⑥電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

○特定建設作業の区域の区分

(昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 74 号

最終改正 平成 22 年 1 月 25 日福岡市告示第 20 号)

区域の区分	指定地域
1号区域	指定地域のうち第1種、第2種、第3種区域の全域及び 第4種区域のうち学校等の敷地の周囲 80m 以内の区域
2号区域	騒音の指定地域のうち1号区域以外の区域

○特定工場等の振動の規制基準に係
る区域の区分（騒音の指定地域）

(平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 74 号

最終改正 平成 22 年 1 月 25 日福岡市告示第 19 号)

区域の区分	用途地域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第2種区域	主として、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域、都市計画区域外
第3種区域	主として、近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域
第4種区域	主として、工業地域、工業専用地域
除外する区域	福岡空港



凡 例

----- 対象事業実施区域

1号区域

2号区域

(ただし、学校等の周囲 80m 以内の区域は、1号区域)

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成 24 年 5 月 福岡市)



1 : 25,000



図 2.2-10 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準の区域指定の状況

b. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音についての要請限度は表 2. 2-30 に、区域の指定状況は図 2. 2-11 に示すとおりです。

対象事業実施区域は商業地域であることから c 区域に区分されるため、要請限度は昼間 75dB、夜間 70dB となります。

表 2. 2-30 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

○自動車騒音に係る要請限度

(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号

最終改正 平成 23 年 11 月 30 日 環境省令第 32 号)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

備考) 上表にあげる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(指定都市の長)が定めた区域をいう。

a 区域: 専ら住居の用に供される区域

b 区域: 主として住居の用に供される区域

c 区域: 相当数の住居と併せて商業工業等の用に供される区域

(平成 12 年 3 月 30 日 福岡市告示第 86 号

○自動車騒音の要請限度の区域の区分

最終改正 平成 23 年 4 月 25 日 福岡市告示第 137 号)

区域の区分	指定地域
a 区域	第 1 種区域
b 区域	第 2 種区域
c 区域	第 3 種区域及び第 4 種区域

注) 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、表 2. 2-29 に示すとおりである。

c. 在来線鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

環境省では、在来鉄道の新設又は大規模改良(高架化、複線化等)に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を定めており、指針については、表 2. 2-31 に示すとおりです。

表 2. 2-31 在来線鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

(平成 7 年 12 月 20 日 環大-第 174 号)

新 線	等価騒音レベル(LAeq)として、昼間(7時～22時)については、60dB(A)以下、夜間(22時～翌日7時)については、55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。



凡 例

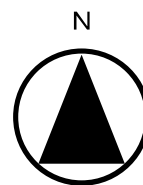
----- 対象事業実施区域

a 区域

b 区域

c 区域

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成 24 年 5 月 福岡市)



1 : 25,000



図 2.2-11 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度の区域指定の状況

(ウ) 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和51年6月10日 法律第64号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号)により、振動を防止する必要がある地域内において規制が定められているとともに、道路交通振動に係る要請限度が定められています。

a. 特定建設作業の規制基準

特定建設作業に伴い発生する振動の規制基準は表 2.2-32 に、区域の指定状況は図 2.2-12 に示すとおりです。

表 2.2-32 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号 最終改正 平成23年11月30日 環境省令第32号)

No.	作業区分	振動基準	作業禁止時間		延作業時間		連続作業限度時間		作業休止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75dB以下	19時から翌日の7時まで	22時から翌日の6時まで	10時間	14時間	6日		日曜日その他の休日
2	鋼球を使用する作業								
3	舗装版破砕機を使用する作業								
4	ブレーカーを使用する作業								
適用除外項目			①②③④⑤		①②		①②		①②③④⑤⑥

- ①災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間(日曜日その他の休日)において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ④道路法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間(日曜日その他の休日)に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間(日曜日その他の休日)に行うべきことと同意された場合
- ⑤道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間(日曜日その他の休日)に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間(日曜日その他の休日)に行うべきこととされた場合
- ⑥電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

○特定建設作業の区域の区分 (平成9年3月31日 福岡市告示第78号 最終改正 平成22年1月25日 福岡市告示第23号)

区域の区分	指定地域
1号区域	特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域のうち第1種区域及び第2種区域
2号区域	該当区域は福岡市内にはない

○特定工場等の振動の規制基準に係る (平成9年3月31日 福岡市告示第77号 最終改正 平成23年4月25日 福岡市告示第138号)

区域の区分	用途地域等
第1種区域	主として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域、都市計画区域外
第2種区域	主として、近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
除外する区域	福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部

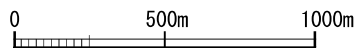


凡例

- 対象事業実施区域
- 1号区域



1 : 25,000



出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成 24 年 5 月 福岡市)

図 2.2-12 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準の区域指定の状況

b. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動についての要請限度は表 2.2-33 に、区域の指定状況は図 2.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域は商業地域であることから第 2 種区域に区分されるため、要請限度は昼間 70dB、夜間 65dB となります。

表 2.2-33 道路交通振動の要請限度

○道路交通振動の要請限度

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号

最終改正 平成 19 年 4 月 20 日 環境省令第 11 号)

区域の区分 \ 時間の区分	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～翌日 8 時)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

※時間の区分については(昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号 最終改正 平成元年 12 月 21 日 福岡市告示第 261 号)において告示されている。

○道路交通振動の要請限度の区域の区分

(昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号

最終改正 平成 23 年 4 月 25 日 福岡市告示第 139 号)

区域の区分	用途地域等
第 1 種区域	主として、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率 200%)、市街化調整区域、都市計画区域外
第 2 種区域	主として、近隣商業地域(容積率 300%)、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
除外する区域	福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部